

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

持株会社体制によるグループ経営を実践する当社は、国際的な水準に合う透明性・客観性の高いガバナンス体制を目指しております。さらに、効率性・専門性の高いグループ会社監督機能を実現し、グループ各社間のシナジーを発揮する一体感のあるグループ経営体制を構築してまいります。

当社は、(a)取締役会から執行役への大幅な権限委譲及び執行役の業務分掌の明確化により意思決定の機動性を向上させること、(b)社外取締役が過半数を占める指名委員会・監査委員会・報酬委員会の三委員会を設置することにより経営の透明性の向上を図るとともに、専門性の高い社外取締役を招聘することで取締役会の監督機能をより効果的なものとする、(c)高い独立性と倫理観を備えた社外取締役が、各自の見識及び経験に基づき取締役会及び三委員会において第三者の視点から助言等を行うことにより経営監視機能を発揮することを目的として、指名委員会等設置会社形態を採用しております。

また、当社は、あらゆるステークホルダーからの信頼を獲得するため、CSRに積極的に取り組んでおります。CSRには、お客様への優れた商品・サービスの提供と誠実な対応、株主への適切な利益還元と情報開示、従業員の労働環境・人事評価上の施策、そして法令遵守・企業倫理の確立、環境マネジメント、社会貢献等の実に様々な側面があります。

それらの取組みにより、透明性、機動性、効率性を重視したコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化が図られ、持続的な企業価値の向上につながるものと考えております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、監督機関としての取締役会及び上記の指名委員会・監査委員会・報酬委員会の三委員会、業務執行機関としての執行役会及びその分科会であるグループリスクマネジメント会議・ディスクロージャー委員会・グループIT戦略会議、海外部門経営会議並びに最高経営責任者(CEO)直轄の内部監査機関であるグループ内部監査会議から構成されております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

・当社及び大和証券株式会社は、政策保有株式について、保有意義が認められる場合にのみ保有します。

※保有意義が認められる場合とは、収益性、成長性、取引関係の強化・維持等の観点から総合的に勘案し、当社グループの企業価値向上に資すると判断される場合をいいます。

・政策保有株式のうち、主要なものについては、定期的に保有の意義を検証し、取締役会において報告を行います。

・政策保有株式に係る議決権の行使については、政策保有先及び当社グループの中長期的な企業価値向上の観点から、議案ごとに総合的に賛否を判断いたします。

【原則1-7】関連当事者間の取引

・当社では、当社及び株主共同の利益を害することのないよう、取締役会規則において、当社が当社役員や主要株主等との取引を行う場合には、取引条件が一般の取引と同様の場合を除き、あらかじめ取締役会の承認が必要であることを定めています。

【原則3-1】情報開示の充実

(1)当社では企業理念を制定し、公表しております。また、中期経営計画につきましても策定し、当社ホームページに公表しております。

企業理念(http://www.daiwa-grp.jp/corporate/corporate_07.html)

中期経営計画(http://www.daiwa-grp.jp/data/attach/1607_30_20150403a.pdf)

(2)当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書「1基本的な考え方」に記載しております。

(3)当社は、取締役及び執行役の報酬の方針について報酬委員会にて決定し、定時株主総会招集ご通知、有価証券報告書及び本報告書「1機関構成・組織運営等」に係る事項」において開示しております。

(4)当社は取締役の選任について、社外取締役が過半数を占める指名委員会にて決定していますが、その手続きの概要を有価証券報告書及び本報告書「2業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」にて開示しております。

(5)代表執行役兼任者を含む取締役候補者の個々の選任理由については、別表のとおりです。なお、社外取締役につきましては、本報告書「社外取締役に関する事項」の会社との関係(2)の選任の理由に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4-1-1】経営陣への委任の範囲

・当社の取締役会は、迅速な意思決定と効率的なグループ経営を推進するため、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定権限を執行役又は執行役を構成員とする執行役に委譲しています。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

・当社は、原則として、取締役のうち2名以上かつ3分の1以上を独立社外取締役として選任する方針です。なお、現在、取締役12名のうち5名を社外取締役として選任しており、5名全員が独立社外取締役であります。独立社外取締役の活用については、本報告書「1機関構成・組織運営等」に係る事項」の【取締役関係】及び【社外取締役に関する事項】もご参照ください。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性基準及び資質

・当社は、独立社外取締役となる者の独立性判断基準について、指名委員会にて策定し有価証券報告書及び本報告書「2業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」の「2.監督・監査(1)指名委員会」において、開示しております。

【補充原則4-11-1】取締役会の構成

- ・当社は、取締役会全体としての知識、経験及び能力のバランス並びに多様性を確保することに努める旨を定めております。
- ・なお、取締役の数は、20名以内とする旨を定款に定めています。

【補充原則4-11-2】兼任の状況

- ・社外取締役の兼任状況については、定時株主総会招集ご通知および本報告書「1機関構成・組織運営等に係る事項」において開示をしております。
- ・その他の取締役については、本報告書の別紙に記載をしております。

【補充原則4-11-3】取締役会の評価

- ・当社は、取締役会評価を年次で実施しております。
 - ・全取締役に対し自己評価をヒアリングし、その結果を分析・評価しております。評価結果については取締役会へ報告し、取締役会の実効性の維持・向上に努めております。
- <平成26年度取締役会の実効性の評価結果の概要>
- 概ね取締役会の運営は適切になされており、取締役会は有効に機能している
- ・以上により、取締役会全体の実効性が確保されている旨を確認しております。

【補充原則4-14-2】取締役に対するトレーニング方針

- ・取締役がその機能を十分果たすことを可能とするため、必要な知識を習得できるよう、機会を提供することとしております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

- ・当社は、当社グループのIR活動全般を行う専任部署として「IR室」を設置し、グループ各社と連携しながら、株主との建設的な対話の促進を図っております。
- ・情報開示については、基本的な考え方をまとめた「ディスクロージャー・ポリシー」を定め、これに則り、公正かつ適時・適切な開示に取り組んでおります。
- ・また、本ポリシーの精神を具現化するためにディスクロージャー規程を制定、執行役会の分科会としてディスクロージャー委員会を設置し、情報開示に関する意思決定を行っております。
- ・ディスクロージャー・ポリシーについては、当社Webサイトにおいて開示しております。
http://www.daiwa-grp.jp/corporate/corporate_02_06.html
- ・また、IR活動の詳細につきましては、本報告書の「2. IRに関する活動状況」をご覧ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	165,741,892	9.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	61,272,000	3.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	56,078,000	3.20
株式会社三井住友銀行	30,328,000	1.73
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	28,851,906	1.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・三井住友信託退給口	24,888,000	1.42
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	21,536,066	1.23
太陽生命保険株式会社	21,140,000	1.20
日本生命保険相互会社	20,867,237	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	19,369,000	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高

1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

・特に記載すべき事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	12名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
安田隆二	学者													
松原亘子	その他													
但木敬一	弁護士													
小野寺正	他の会社の出身者													
小笠原倫明	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
安田隆二	○	○		○	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ社外取締役、株式会社福岡銀行社外取締役、株式会社ヤクルト本社社外取締役、株式会社朝日新聞社社外監査役、オリックス株式会社社外取締役及び株式会社ベネッセホールディングス社外取締役に就任しています。 また、1,000万円又は会社法第425条で定	著名コンサルティング会社パートナー等を歴任し、現在は一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授であり、経営戦略に関する専門的な知識と経験を有しており、当社の社外取締役として適任と考えています。安田隆二及びその近親者は、現在及び過去において、当社又は関係会社の業務執行者、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又はその業務執行者のいずれ

				<p>める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しています。</p>	<p>にも該当しません。社外取締役としての職務を遂行する上で重大な利益相反を生じさせるような事項がないこと、又は独立性を害するような事項がないことから、独立性を有するものと考えます。</p> <p>上記の理由から、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと考えられるため、本人の承諾を得て、独立役員に指定しております。</p>	
松原亘子	○		○	○	<p>株式会社荏原製作所社外取締役に就任しています。</p> <p>1,000万円又は会社法第425条で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しています。</p>	<p>労働事務次官、駐イタリヤ大使等を歴任し、その経歴を通じて培われた専門的な知識・幅広い経験を有しており、当社の社外取締役として適任であると考えております。松原亘子及びその近親者は、現在及び過去において、当社又は関係会社の業務執行者、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又はその業務執行者のいずれにも該当しません。社外取締役としての職務を遂行する上で重大な利益相反を生じさせるような事項がないこと、又は独立性を害するような事項がないことから、独立性を有するものと考えます。</p> <p>上記の理由から、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと考えられるため、本人の承諾を得て、独立役員に指定しております。</p>
但木敬一	○		○	○	<p>イオン株式会社社外取締役、日本生命保険相互会社社外監査役及び株式会社フジタ社外監査役に就任しています。</p> <p>また、1,000万円又は会社法第425条で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しています。</p>	<p>法務事務次官、東京高等検察庁検事長、検事総長等を歴任した弁護士であり、法律、コンプライアンスに関する豊かな経験と見識を有しており、当社の社外取締役として適任であると考えております。但木敬一及びその近親者は、現在及び過去において、当社又は関係会社の業務執行者、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又はその業務執行者のいずれにも該当しません。社外取締役としての職務を遂行する上で重大な利益相反を生じさせるような事項がないこと、又は独立性を害するような事項がないことから、独立性を有するものと考えます。</p> <p>上記の理由から、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと考えられるため、本人の承諾を得て、独立役員に指定しております。</p>
小野寺正	○	○		○	<p>KDDI株式会社取締役会長、京セラ株式会社社外取締役及び沖縄セルラー電話株式会社取締役役に就任しています。</p> <p>また、1,000万円又は会社法第425条で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しています。</p>	<p>KDDI株式会社社長等を歴任し、現在はKDDI株式会社会長であり、経営者としての豊かな経験と見識を有しており、当社の社外取締役として適任と考えています。小野寺正及びその近親者は、現在及び過去において、当社又は関係会社の業務執行者、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又はその業務執行者のいずれにも該当しません。社外取締役としての職務を遂行する上で重大な利益相反を生じさせるような事項がないこと、又は独立性を害するような事項がないことから、独立性を有するものと考えます。</p> <p>上記の理由から、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと考えられるため、本人の承諾を得て、独立役員に指定しております。</p>
小笠原倫明		○	○	○	<p>株式会社スカパーJSAT ホールディングス社外取締役に就任しています。</p> <p>1,000万円又は会社法第425条で定める最低責任限度額のいずれか高い金額を限度とする責任限定契約を締結しています。</p>	<p>総務省情報通信国際戦略局長、総務審議官、総務事務次官等を歴任し、その経歴を通じて培われた専門的な知識・幅広い経験を有しており、当社の社外取締役として適任と考えています。小笠原倫明及びその近親者は、現在及び過去において、当社又は関係会社の業務執行者、当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、当社の主要な取引先又はその業務執行者、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家、当社の主要株主又はその業務執行者のいずれにも該当しま</p>

					す。	せん。社外取締役としての職務を遂行する上で重大な利益相反を生じさせるような事項がないこと、又は独立性を害するような事項がないことから、独立性を有するものと考えます。上記の理由から、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと考えられるため、本人の承諾を得て、独立役員に指定しております。
--	--	--	--	--	----	--

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	6	0	2	4	社内取締役
報酬委員会	5	0	2	3	社外取締役
監査委員会	4	1	1	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 13名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
日比野 隆司	あり	あり	○	○	なし
岩本 信之	あり	あり	×	×	なし
草木 頼幸	なし	あり	×	×	なし
中村 比呂志	なし	あり	×	×	なし
白川 真	なし	なし	×	×	なし
深井 崇史	なし	なし	×	×	なし
中田 誠司	なし	なし	×	×	なし
松井 敏浩	なし	なし	×	×	なし
田代 桂子	なし	あり	×	×	なし
大西 敏彦	なし	なし	×	×	なし
小松 幹太	なし	なし	×	×	なし
猪瀬 祐之	なし	なし	×	×	なし
鈴木 茂晴	なし	あり	○	○	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

- ・監査委員会の業務を補佐する専任部室として監査委員会室を設置しています。
- ・監査委員会室の人事、組織変更等については監査委員会又は監査委員会が選定した監査委員の同意を必要としています。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- ・監査委員会は、会計監査人である有限責任あずさ監査法人と定期的な会合を2014年度に3回開催し、当社及び重要な子会社等の監査計画及び監査の状況・結果等について報告を受けるとともに、意見交換を行っています。
- ・また、監査委員会が選定した監査委員は、必要に応じて適宜会計監査人とのヒアリングを実施しています。
- ・監査委員会は、「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」を定めるとともに、会計監査人の監査報酬について担当部署から説明を受け、同意しております。
- ・監査委員会は、当社の内部監査部門である内部監査部から、2014年度は7回、当社及びグループ会社の内部監査状況について報告を受けています。
- ・また、監査委員会が選定した監査委員は、内部監査部から内部監査状況について適宜報告聴取するとともに、グループ内部監査会議に出席し、必要に応じて意見を述べています。
- ・監査委員会は、必要に応じて内部監査部に調査を委嘱することができます。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
-------------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

- 業績連動型報酬
 - ・業績連動型報酬は、連結経常利益を基準に、連結ROE及び中期経営計画における経営目標の達成状況等を総合的に加味した上で、個人の貢献度合に応じて決定します。
 - ・執行役を兼務しない取締役に対しては、業績連動型報酬を設定しません。
- 株価連動型報酬
 - ・株価連動型報酬として、株主価値との連動性を高めるために、基本報酬の一定割合に相当する価値のストック・オプション等を付与します。
 - ・社外取締役に対しては、株価連動型報酬を設定しません。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

- 当社及び当社関係会社の取締役、執行役、執行役員及び使用人を対象として、連結業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保するために、2014年度においては、ストック・オプションの目的で次の2種類の新株予約権を発行しています。
- ・2015年2月発行新株予約権
 - 当社及び当社子会社の取締役、執行役、執行役員に対し、2015年2月に発行しました。
 - ・第11回新株予約権
 - 当社及び当社関係会社の使用人、並びに「2015年2月発行新株予約権」の割当対象者とならない当社関係会社の取締役、執行役員に対し、2015年2月に発行しました。

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

(個別の執行役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

- ・2014年度における、報酬委員会決議に基づく取締役及び執行役に対する報酬その他の職務執行の対価である財産上の利益の額は、取締役8名に対し総額124百万円、執行役13名に対し総額1,035百万円、合計21名に対し1,159百万円です。
- ※業績連動型報酬の額を含んでおります。
- ※取締役及び執行役に対し、ストック・オプションとして割り当てられた新株予約権の価額合計85百万円を含んでいます。
- ※社外取締役6名に対する報酬等の総額は、88百万円です。
- ※取締役と執行役の兼任者(7名)の報酬は、執行役として総額を記載しています。

- 個別の取締役・執行役報酬の開示状況は以下のとおりです。
- ・鈴木茂晴 連結報酬等の総額233百万円(基本報酬116百万円、ストック・オプション11百万円、業績連動型報酬106百万円)
 - ・日比野隆司 連結報酬等の総額281百万円(基本報酬116百万円、ストック・オプション11百万円、業績連動型報酬154百万円)
 - ・岩本信之 連結報酬等の総額190百万円(基本報酬87百万円、ストック・オプション8百万円、業績連動型報酬95百万円)
 - ・高橋昭夫 連結報酬等の総額136百万円(基本報酬66百万円、ストック・オプション5百万円、業績連動型報酬63百万円)
 - ・草木頼幸 連結報酬等の総額136百万円(基本報酬66百万円、ストック・オプション5百万円、業績連動型報酬63百万円)
 - ・中村比呂志 連結報酬等の総額135百万円(基本報酬66百万円、ストック・オプション5百万円、業績連動型報酬63百万円)
 - ・松井敏浩 連結報酬等の総額110百万円(基本報酬52百万円、ストック・オプション5百万円、業績連動型報酬52百万円)
 - ※連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針については以下の通りです。

- ・取締役及び執行役の報酬については、健全なビジネス展開を通じて株主価値の増大に寄与し、短期及び中長期の業績向上へ結びつくインセンティブが有効に機能すること
- ・グローバルに展開する証券グループとして、国内はもとより、国際的にも競争力のある水準であること
- ・指名委員会等設置会社として、執行と監督が有効に機能することを基本方針としています。

取締役及び執行役の報酬は、基本報酬、業績連動型報酬、株価連動型報酬で構成され、具体的には以下の通りです。

○基本報酬

- ・基本報酬は、役職、職責、役割に応じた固定報酬とする。

○業績連動型報酬

- ・業績連動型報酬は、連結経常利益を基準に、連結ROE及び中期経営計画における経営目標の達成状況等を総合的に加味した上で、個人の貢献度合に応じて決定する。
- ・執行役を兼務しない取締役に対しては、業績連動型報酬を設定しない。

○株価連動型報酬

- ・株価連動型報酬として、株主価値との連動性を高めるために、基本報酬の一定割合に相当する価値のストック・オプション等を付与する。
- ・社外取締役に対しては、株価連動型報酬を設定しない。

【社外取締役のサポート体制】

- ・取締役会の開催前日までに、社外取締役に対し取締役会の資料を配布し、取締役会の事務局である経営企画部が付議案件の説明を行っています。
- ・指名委員会、報酬委員会、監査委員会の各委員として選定された社外取締役に対し、各委員会の事務局がサポートを行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、監督機関としての取締役会及び下記の指名委員会・監査委員会・報酬委員会の三委員会、業務執行機関としての執行役員及びその分科会であるグループリスクマネジメント会議・ディスクロージャー委員会・グループIT戦略会議、海外部門経営会議並びに最高経営責任者(CEO)直轄の内部監査機関であるグループ内部監査会議から構成されております。グループ経営に、より多様な視点を取り入れるため、当社の取締役・執行役・執行役員として3名、グループ全体では取締役・執行役・執行役員として7名の女性役員を登用しております。

1. 業務執行

- ・当社は、業務執行に関する意思決定機関として「執行役員会」を設置し、グループ全体に係る事業戦略、グループ横断的な経営課題、財務に係る重要事項などを審議・決定しています。執行役員会は執行役員全員で構成され、原則として毎月1回開催しています。
- ・執行役員会は、経営の意思決定を迅速に行うため、取締役会から業務執行の決定権限を可能な限り委譲されています。さらに、より専門的な審議を行うため、特定の執行役等を構成員とするグループリスクマネジメント会議、ディスクロージャー委員会、グループIT戦略会議、海外部門経営会議という4つの分科会を設置しています。
- ・また、当社執行役の一部がグループ各社の主要役員を兼務することにより、グループ経営の一体性を確保し、グループ戦略に基づいた部門戦略を効率的・効果的に実現することが可能となります。

2. 監査・監督

- ・経営の監督機関としては、取締役会長を議長とする取締役会と、その内部機関であり過半数を社外取締役で構成する「指名委員会」「監査委員会」「報酬委員会」の三委員会を設置しています。
- ・取締役会の構成員は12名で、うち社外取締役が5名となっております。取締役会の構成員のうち、女性は2名です。

2. 監査・監督(1) 指名委員会

- ・指名委員会は1年に1回以上開催します。2014年度については3回開催しています。
- ・指名委員会は社外取締役4名と社内取締役2名で構成されております。
- ・多角的な視点から取締役の指名を行うため、委員となる社外取締役の専門性も考慮しています。
- ・委員会においては、コーポレート・ガバナンスに配慮した取締役会の構成及び取締役候補者の指名に関する基本的な考え方、並びに取締役候補者の選定等につき検討しています。
- ＜取締役候補者の選定の方針について＞
取締役候補者の選定の方針は以下のとおりです。
 - ・大和証券グループの企業理念の実現のために最大の努力を行えること
 - ・高い倫理観及び道徳観を持ち、率先垂範して行動できること
 - ・業務上の経験又は法律、会計、経営などの専門的な知識を有していること社外取締役については上記に加え、独立性に関して以下の全てを満たすことを要件としています。
 - ・大和証券グループの業務執行取締役、執行役、執行役員その他これに準ずる者又は従業員として勤務経験を有していないこと
 - ・大和証券グループを大株主または主要な取引先とする会社の取締役、執行役、支配人その他の使用人でないこと
 - ・その他、取締役としての職務を遂行する上で独立性を害するような事項がないこと
- ＜取締役会の構成について＞

取締役会の構成についての方針は以下のとおりです。

- ・原則として、取締役のうち2名以上かつ3分の1以上を独立社外取締役として選任する。
- ・取締役会全体としての知識、経験及び能力のバランス並びに多様性を確保することに努める。

2. 監査・監督(2) 監査委員会

- ・監査委員会は、原則として毎月1回開催しており、2014年度については12回開催しました。
- ・監査委員会は、執行役を兼務しない取締役4名で構成され、委員長を含む3名は社外取締役で、他の1名は常勤の社内取締役です。なお、監査委員長の但木敬一は、検事総長等を歴任し、現在弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査委員会の職務は、取締役及び執行役の職務執行の監査、事業報告及び計算書類等の監査、監査報告の作成等です。
- ・監査委員会は、有効かつ効率的な監査を目的として定めた監査委員会監査基準に基づき、内部監査部門及び会計監査人と連携し、2014年度は、(1)安定収益及び収益基盤の拡大に向けた取組みとリスク管理、(2)グループ各社の内部統制、(3)グローバルビジネスにおける連携態勢を重点課題として、監査を行いました。
- ・監査委員が取締役会に出席することに加え、監査委員会が選定した監査委員が執行役員等の重要会議への出席や役員からの報告聴取等を行い、他の監査委員に情報提供を行うことにより、監査委員会による実効的な監査の環境整備に努めております。
- ・監査委員会の業務を補佐する専任部室として監査委員会室を設置しております。

2. 監査・監督(3) 報酬委員会

- ・報酬委員会は1年に1回以上開催します。2014年度については5回開催しています。

- ・報酬委員会は、委員長を含む3名の社外取締役と社内取締役2名で構成されております。
- ・合理的な報酬制度の設計・運用・検証を行うため、委員となる社外取締役の専門性も考慮しています。
- ・委員会においては、役員報酬に関する方針及び個別報酬内容の決定に関する事項、並びに連結業績の向上に資するグループ全体のインセンティブ・プラン等につき検討しています。

3.その他会議体(1)グループリスクマネジメント会議

グループリスクマネジメント会議は、当社グループのリスク管理態勢及びリスクの状況等を把握し、リスク管理に係る方針及び具体的な施策を審議・決定しております。

同会議は、最高経営責任者(CEO)が議長を務め、原則として毎月1回開催しております。

3.その他会議体(2)ディスクロージャー委員会

・当社では、情報開示に関する事項の審議決定機関として、執行役会の分科会であるディスクロージャー委員会を設置しております。

・同委員会は、当社グループの経営関連情報の開示、内部統制報告制度の評価範囲、財務報告の連結範囲、重要な会計方針等に係る意思決定を担っており、原則として、四半期毎の決算発表や有価証券報告書、四半期報告書の公表に先立ち開催するほか、重要な開示事項が発生した場合などには随時開催します。

・同委員会は、上記の意思決定を行うにあたり、密接な関係のある部門を担当する執行役や部署を管轄する執行役等を構成員とし、委員長は最高経営責任者(CEO)が構成員の中から選定します。2015年7月現在、最高財務責任者(CFO)が委員長を務めております。

3.その他会議体(3)グループIT戦略会議

グループIT戦略会議は、グループIT投資予算、グループ内のIT機能配置、グループ各社のIT投資の実行状況の評価・モニタリング並びにグループ横断的なシステムインフラ構築の実行に関する事項等を審議・決定しております。

同会議は、最高経営責任者(CEO)が議長を務め、原則として6か月に1回開催しております。

3.その他会議体(4)グループ内部監査会議

・グループ内部監査会議は、グループの業務に係わる内部監査態勢の整備及び内部統制の検証に関する事項を審議・決定しております。

・同会議は、最高経営責任者(CEO)が議長を務め、原則として2か月に1回開催しています。

3.その他会議体(5)海外部門経営会議

・当社では、海外店等の経営管理に関する事項その他これに関連する事項の審議決定機関として海外部門経営会議を設置しております。

・同会議は最高経営責任者(CEO)が議長を務め、原則として毎月1回開催しております。

4.監査の組織・人員・手続き

・当社グループでは健全かつ効率的な内部統制態勢の構築を通じてグループの価値が高められるとの認識に基づき、内部監査は其中で重要な機能を担うものと位置付け、当社に専任の内部監査担当執行役を置き、他の部署から独立した内部監査部が内部統制態勢を検証しています。内部監査計画の承認及び監査結果の報告は、最高経営責任者(CEO)直轄のグループ内部監査会議で行われるとともに、監査委員会にも報告されます。

・また、当社内部監査部は、監査活動を効率的に行うために監査委員会及び会計監査人と連絡、調整を行っている他、監査委員会から調査の委嘱を受ける場合があります。

・グループ各社については、当社内部監査部が直接監査を行うほか、主要な会社に設置されている内部監査部門の活動について当社内部監査部がモニタリングと調整を行っています。また、監査を適切かつ効率的に進めるため、監査委員会、会計監査人との連絡、調整を行っています。

・当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、高波博之氏、貞廣篤典氏、内田和男氏の3名で、公認会計士法第34条の10の5に基づく、有限責任 あずさ監査法人の指定有限責任社員です。いずれの指定有限責任社員も継続監査年数は7年以内です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・当社は指名委員会等設置会社形態を採用しています。

・社外取締役が過半数を占める指名・監査・報酬の三委員会を設置することで、経営の透明性の向上を図り、さらに、専門性の高い社外取締役を招聘することで、監督機能をより効果的・効率的なものとし、

・取締役会から執行役への大幅な権限譲渡と執行役の業務分掌の明確化により、意思決定の機動性を向上させます。

・高い独立性と倫理観を備えた社外取締役が各自の見識及び経験に基づき、取締役会及び「指名委員会」「監査委員会」「報酬委員会」の三委員会において、第三者の視点から助言等を行うことにより、経営監視機能を発揮することが期待されます。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年の株主総会時より、株主総会開催日の3週間以上前に発送しています。 ・2015年は株主総会開催日の3週間以上前となる5月29日に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・定時株主総会は、集中日を回避しつつ、会場都合や業務効率、コスト削減の観点等、総合的に判断して開催日を決定しております。 ・2015年の定時株主総会については、6月25日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット(携帯電話を含む)による議決権行使を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会招集通知の英訳版を作成し、ホームページに掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、情報開示に対する基本的考え方をまとめた「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、当社ホームページ等において公表しています。 	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ内に「個人投資家向けのページ」を設け、IRに関する情報を集約することでユーザビリティの向上を図っています。 ・平成26年度には大和証券の支店にて「個人投資家向け説明会」を開催。また、当社グループの初めての試みとして、インターネットライブセミナーによる個人投資家向け会社説明会を実施し、合計約1,400名が参加しました。 ・定期的に開催しているアナリスト・機関投資家向けの決算電話会議の模様をインターネット(当社ホームページ上)でライブ中継し、その後6ヶ月間にわたり録音配信を行っています。また、経営戦略説明会の模様も録画し、後日インターネット配信を行っています。 	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期決算発表日の夕刻に、アナリスト・機関投資家向け電話会議を実施しています。 ・アナリスト・機関投資家及び報道関係者を対象に、当社CEO等による経営戦略説明会を開催しています。 ・当社CFOによる企業アナリスト向けのスモールミーティングを開催しています。 ・個別面談や電話取材などへの対応は、IR室が中心となって行っています。 	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期決算発表日の夕刻に開催するアナリスト・機関投資家向け電話会議を、海外投資家用に日・英同時通訳で実施しています。その後6ヶ月間にわたり英語での説明について録音配信を行っています。 ・欧州・米州・アジアについてそれぞれ年2回ほど、当社COO、CFO、IR担当役員などマネジメントによる海外IRを実施しています。 	あり
IR資料のホームページ掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・対外的に公表したIR関係資料や記者発表文などは、公表後遅滞なくホームページに掲載しています。 ・一部の業務情報について、四半期データをホームページに掲載しています。 ・英語版のホームページを作成し、日本語版ホームページに準じた対応を行っています。 	
IRに関する部署(担当者)の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・IRに関する業務を行う部署として「IR室」を設置しています。また、IR室を管轄する執行役員を置いています。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・当社では、IR情報資料として、「年次報告書(アニュアルレポート)」や「ビジネスレポート」などを作成し、ディスクロージャーポリシーに則り、ステークホルダーに向けた情報開示を行っています。 ・個人株主からの電話やメールによる問い合わせに対しては、真摯に対応して 	

います。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<ul style="list-style-type: none">・当社グループが持続的に成長していくためには、あらゆるステークホルダーからの支持が不可欠だと考えています。当社グループは、「グループ企業理念」において、その基本となる精神を定めています。・企業理念にある「信頼の構築」はお客様を、「人材の重視」は従業員を、「社会への貢献」は社会全般を、「健全な利益の確保」は株主を、それぞれ主に意識したものであり、これら全てを実践することが企業価値の増大につながると考えています。 <p>「大和証券グループ企業理念」</p> <ul style="list-style-type: none">・信頼の構築 お客様からの信頼こそが、大和証券グループの基盤である。お客様を第一に考える誠実さと高い専門能力により、最も魅力ある証券グループとなる。・人材の重視 大和証券グループの競争力の源泉は人材である。社員一人ひとりの創造性を重視し、チャレンジ精神溢れる自由闊達な社風を育み、社員の能力、貢献を正しく評価する。・社会への貢献 金融・資本市場を通じて社会及び経済の発展に資することは、大和証券グループの使命である。法令順守と自己規律を徹底し、高い倫理観を持って社会の持続的発展に貢献する。・健全な利益の確保 健全なビジネス展開を通じて企業価値を高めることは、株主に対する責務である。大和証券グループはお客様に価値あるサービスを提供して適正な利益を獲得し、株主に報いる。
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>【環境】</p> <ul style="list-style-type: none">・グループ全体として、「環境ビジョン/環境理念/環境基本方針」を策定。・営業店の設備には、トップランナー基準の製品を採用、帳票類のペーパーレス化、エコカー・ハイブリッド車への置換などを通して、環境負荷の低減に取り組んでいます。・環境対策に係る設備投資額等とその成果を把握する環境会計の導入を開始し、環境負荷低減の目標をより効率的に達成する取組みを行なっています。・また、「インパクト・インベストメント債券」などの金融商品の組成・販売により、金融面から気候変動問題等の緩和に向けた取組みを開発・実施しています。 <p>【CSR】</p> <p><CSR重要課題の設定></p> <ul style="list-style-type: none">・企業理念を実行し、持続可能な社会の実現に向け、グループCSR重要課題として、「1. 金融機能を活用して持続可能な社会に貢献する」「2. 健全な金融・資本市場を発展させ次の世代につなげる」を設定しています。 <p><事業活動を通じた取組み></p> <ul style="list-style-type: none">・事業活動を通じた取組みとして、「インパクト・インベストメント」と呼ばれる投資手法を用いた金融商品の推進に注力しており、金融機関の立場から、環境・貧困をはじめとする社会的課題の解決を図る商品の組成・販売を行なっています。・2014年に運用を開始した、日本初のヘルスケア施設特化型投資法人「日本ヘルスケア投資法人」は、高齢者施設・住宅等を投資対象としており、同年11月には東京証券取引所に上場しました。 <p><ご参考></p> <ul style="list-style-type: none">・個人向けインパクト・インベストメント債券のシェアは、2015年3月末までの累計で56%。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<ul style="list-style-type: none">・当社ホームページでは、法定開示書類をはじめとする開示内容を充実させることに努めております。
その他	<p><女性活躍の推進></p> <ul style="list-style-type: none">・当社グループでは、男女問わず優秀な人材を積極的に登用しています。公正な評価に基づく登用を進め、多様な人材が能力を最大限に発揮できる環境を整備することが企業価値向上につながると考えています。・女性マネジメント層のさらなる拡大を図るため、活躍している女性社員をロールモデルとして社内報で積極的に紹介したり、全社横断的なコミュニケーション機会を提供するなど、より本人の意欲に働きかける取組みも行なっています。社内のワーク・ライフ・バランス推進サイトでは、キャリアに関する相談窓口を設置し、女性役員や女性部室店長が後輩女性社員からの悩みや相談に対応しています。・女性役員は大和証券グループ本社の取締役・執行役・執行役員3名を含め、グループ全体で取締役・執行役・執行役員として7名を登用しています。女性管理職数は年々増加し、2015年3月末の時点ではグループで262名となっており、女性管理職比率はグループで10年前(2004年度末)の2.2%から6.3%(大和証券では2.3%から7.5%)まで上昇しています。大和証券では、2015年6月時点で238名(8.6%)となっています。・ロールモデルの増加により、女性がキャリアを描きやすくなり、近年、総合職・エリア総合職への職制転向を通じてキャリアアップを目指す女性社員が大幅に増加しています。総合職などへの職制転向者はこれまでに1000名以上となっています。・近年では、プロフェッショナルリターンプラン(育児・介護などを理由に退職した社員が、同じ処遇条件で再雇用となる制度)を利用する社員も増えており、ビジネスを支える優秀な人材の

確保につながっています。今後も、日本の金融界を牽引する女性リーダー輩出に向け、女性マネジメント層の拡大を図っていきます。

<ご参考>

・管理職に占める女性比率：6.3%（グループ全体 2015.3時点）、8.6%（大和証券 2015.6時点）

・女性役員数：7人（グループ全体）

・当社グループでは女性活躍支援のための制度として、以下のような制度を設けています。
プロフェッショナルリターンプラン、勤務地変更制度、育児休職制度、育児サポート休暇制度、配偶者転勤同行休職制度、所定時間外労働免除制限、保育設備費用補助制度、休暇制度の充実、女性キャリア支援研修の実施、制度利用のフォローアップ、職場復帰のサポート等

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社グループでは、業務を健全かつ適切に遂行できる内部統制態勢の維持は経営者の責任であるとの認識に立って、グループの事業に係る各種の主要なリスクについて当社を中心とする管理態勢を構築し、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全等を図っています。

2. 整備状況

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制は以下のとおりとなっています。

(1)コンプライアンス体制

- ・平成25年4月付で従来のコンプライアンス部を分割してコンプライアンス統括部を新設し、コンプライアンス全般に係る統制機能の専門性と効率性を高め、内部管理態勢の強化を図っています。
- ・当社グループにおける法令・諸規則及び諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を導入しています。
- ・役職員の法令等遵守を目的とし、倫理規程及び倫理行動規範を制定しています。
- ・役員に対し、グループ各社において各社の業務の特性に応じたコンプライアンス研修を実施しています。
- ・当社グループの企業倫理遵守体制の整備及び推進全般に関する責任者をおき、企業倫理の役員への浸透・定着の推進を行う部室を設置しています。
- ・当社グループの法律問題全般に関する助言を行い、グループ各社における法令諸規則等の遵守体制の整備に関する活動を支援する部室を設置しています。

(2)グループリスクマネジメント会議

- ・グループリスクマネジメント会議は、執行役会の分科会として、当社グループのリスク管理態勢及びリスクの状況等を把握し、リスク管理に係る方針及び具体的な施策を審議・決定しています。

(3)内部監査部門

当社グループでは、当社内部監査部が中心となってリスクベースで内部監査を実施し、効果的な内部監査を通じて企業価値向上を図っています。

グループの内部監査活動の上で着目する事項は、大和証券及び海外拠点におけるグローバルな金融商品取引業者としての内部統制態勢、大和ネクスト銀行における銀行としての内部統制態勢、グループ連携ビジネスの状況、グループ各社に対する当社からの統制の状況等を含みます。

- ・当社内部監査部は、監査活動を効率的に行うために監査委員会及び会計監査人と連絡、調整を行っている他、監査委員会から調査の委嘱を受ける場合があります。

- ・グループ各社の内部監査部門との連携は、定例会議、モニタリング及び監査活動を通じて実施しており、事業年度毎にグループの内部監査に関する共通の方針及びリスクベースの監査計画を作成し、モニタリングを行なっています。

(4)財務報告に係る内部統制

- ・財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制の構築を図るため、財務報告に係る内部統制に関する基本規程を制定しています。

- ・ディスクロージャー委員会及びグループ内部監査会議は、財務報告に係る内部統制の重要事項につき審議決定しています。

3. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務執行に係る情報については、文書整理保存規程に従い適切に保存及び管理を行っています。

4. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループが経営上保有する各種リスクについて、その特性に応じて適切に管理するための基本的事項を定め、財務の健全性及び業務の適切性を確保することを目的としてリスク管理規程を定め、これにリスク管理方針、管理の対象とするリスク、各リスクを管理する執行役及び所管する部署等を定めることによりリスク管理態勢を明確化しています。

- ・各リスクを所管する部署は所管するリスクの管理規程を別途定めることとし、所管するリスクの管理態勢及びリスクの状況等についてグループリスクマネジメント会議等に報告しています。

5. 執行役の職務の執行が効率的に行われるための体制

- ・執行役の職務及びその執行方法、統括する業務について執行役規程により明確化しています。

- ・当社又は当社グループに影響を及ぼす重要事項について執行役会規程により決議事項及び報告事項を明確化しています。

6. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社執行役が主要なグループ各社の代表者を兼務すること等により、グループ各社においてグループ戦略に基づく事業戦略を機動的かつ効率的に実践しています。

- ・国内外のグループ会社の事業活動を適切に管理することを目的として、グループ会社管理規程等を定めています。

- ・グループ各社の経営に関する重要な情報を把握し、当該情報が法令・諸規則に従い公正かつ適時適切に開示されることを確保するため、グループ各社において規程を定めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・当社グループでは、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めています。また、警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」を図っています。さらに、グループ会社と反社会的勢力排除のために必要な情報共有を図るなど、グループ全体をあげて反社会的勢力との関係遮断のための取組みを行っています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は以下になります。

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社の情報開示に対する基本的考え方をまとめた「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、当社ホームページ等において公表しています。加えて、本ポリシーの精神を実現するべく、当社グループに関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報（以下「経営関連情報」という）の、公正かつ適時・適切な開示が行われるよう、当社において「ディスクロージャー規程」を、また主要子会社において「経営関連情報管理規程」等の規程を制定しています。

これらの規程に基づく当社グループの情報開示に係る体制は、以下のとおりです。

・当社グループの経営関連情報の公正かつ適時・適切な開示を目的として、執行役会の分科会である「ディスクロージャー委員会」を設置しています。同委員会の構成員及び役割についてはディスクロージャー規程に定められており、委員長はCFOが務めています。

・ディスクロージャー委員会は、経営関連情報の開示が、下記のディスクロージャー規程の目的に沿って行われるよう、責務を有しています。

（ディスクロージャー規程の目的）

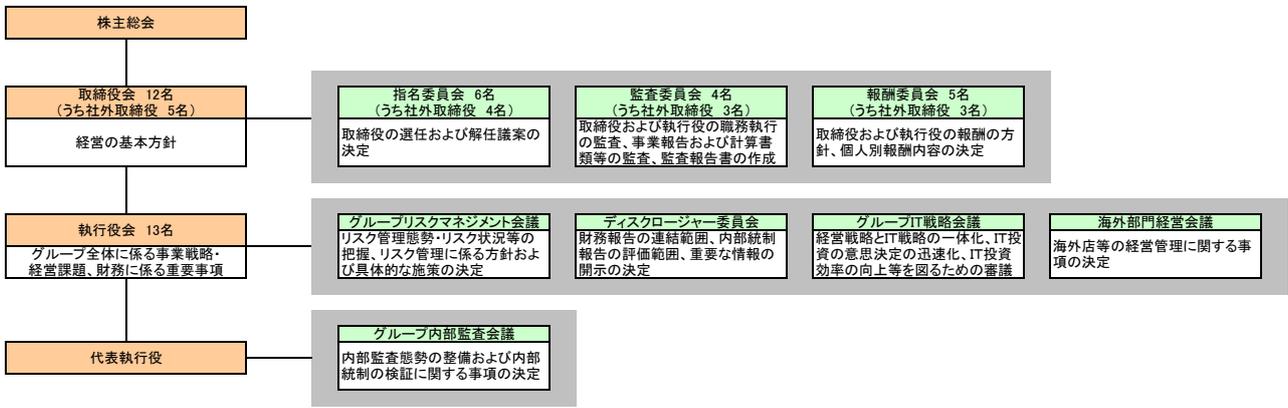
本規程は、大和証券グループに関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報の公正かつ適時・適切な開示方針を定めることにより、証券取引に関連する法令及び金融商品取引所の諸規則を遵守することに加え、株主・投資家、地域社会を始めとするあらゆるステークホルダーの当社グループに対する理解を促進し、その適正な評価に資することを目的とする。

・ディスクロージャー規程に基づき、当社内における経営関連情報の報告体制を構築しています。また、主要子会社に関する経営関連情報については、各社規程に基づき、各社から当社への経営関連情報の報告体制を構築しています。

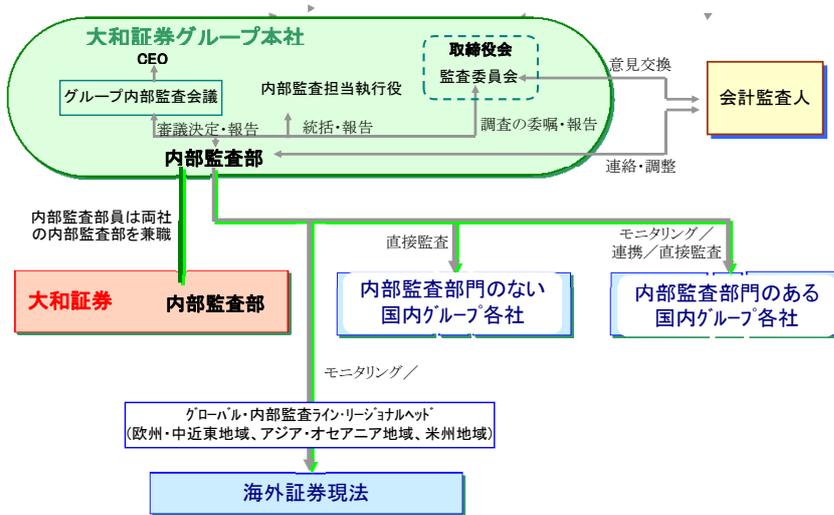
2. 適時開示に係る社内体制のチェック機能

・当社は、投資家への公正かつ適時・適切な会社情報の開示が行われているかどうかを検証するために、情報開示プロセスに係る内部統制の自己評価を関連部署において定期的に実施しています。当該自己評価を含む情報開示体制について、内部監査部が定期的に内部監査を実施し、グループ内部監査会議に付議・報告を行っています。

大和証券グループのコーポレート・ガバナンス体制図



大和証券グループの内部監査体制図



別紙

【取締役の兼職の状況】

氏名	兼職の状況
鈴木 茂晴	株式会社帝国ホテル社外取締役 松竹株式会社社外監査役

別表

【取締役候補者の選任理由】

氏名	選任理由
鈴木 茂晴	昭和46年に当社に入社し、平成9年より当社取締役として、事業法人本部担当、インベストメント・バンキング本部長、企画部門担当等を歴任し、リテール部門及びホールセール部門において、幅広い知識と業務経験を有しております。また、平成16年から平成23年まで当社代表執行役社長 最高経営責任者(CEO)を務め、経営者としての豊かな経験と見識を有していることから、取締役として適任であると考えております。
日比野 隆司	昭和54年に当社に入社し、これまで商品部門や海外部門、企画・人事部門の担当を歴任し、当社グループ全体の業務に関わる豊富な経験を有しております。また、平成23年より当社代表執行役社長 最高経営責任者(CEO)を務めており、幅広い視野に基づいた経営戦略を示すとともに、当社グループの経営管理を適切に実行する知識・経験を有していることから、取締役として適任であると考えております。
岩本 信之	昭和55年に当社に入社し、当社グループの国際金融部長を務め、また大和証券キャピタルマーケットアメリカでの駐在経験等、海外も含めたインベストメント・バンキング部門において豊富な経験を有しております。また、平成17年より当社のCFO、平成23年よりCOOを歴任し、当社グループ業務全般における豊富な経験を有していることから、取締役として適任であると考えております。
草木 頼幸	昭和55年に当社に入社し、平成16年に大和証券キャピタル・マーケットの執行役員に就任して事業法人担当を務めた後、大和証券の営業本部長、当社の執行役副社長としてリテール部門副担当、リテール部門担当を歴任しております。リテール部門、ホールセール部門の双方で豊富な経験と実績を有し、両分野の業務に精通しており、取締役として適任であると考えております。
中村 比呂志	昭和55年に当社に入社し、平成17年に大和証券の執行役員に就任し、営業部門、商品部門の担当を務めた後、商品本部長、グローバル・マーケット本部長、当社の執行役副社長としてホールセール部門副担当、ホールセール部門担当を歴任しております。債券を中心にマーケット部門における豊富な経験と実績を有し、リテール、ホールセール両分野に精通しており、取締役として適任であると考えております。
田代 桂子	昭和61年に当社に入社し、当社IR室長及び大和証券のダイレクト企画部長を歴任し、平成21年に大和証券の執行役員に就任して以降は、ダイレクト担当、大和証券キャピタル・マーケットの金融市場担当、当社の米州担当、海外副担当(米州担当)及び大和証券キャピタル・マーケットアメリカホールディングスの会長を歴任しております。海外及び企画部門における経験と実績が豊富であり、取締役として適任であると考えております。
白瀧 勝	昭和60年に当社に入社し、企画部門やインベストメント・バンキング部門などを経験し、平成21年より当社の法務部長、平成23年より内部監査部長を歴任しました。企画部門・内部監査部門における経験、実績が豊富であり、法務及び監査業務に精通していることから、取締役として適任であると考えております。